

陸上養殖システム導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、持続的で収益性が高く、創造的な漁業・養殖生産体制の確立に向けて、閉鎖循環式陸上養殖への参入を図るため、事業者が参入にあたり必要となる閉鎖循環式養殖システムの導入に要する経費について、予算の範囲内において、陸上養殖システム導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

- 第2条 補助金の交付対象は、陸上養殖システム導入支援事業実施要領（令和5年12月15日施行。以下「要領」という。）に基づき認定を受けた事業であって、事業者及び経費並びに補助率等は、別表のとおりとする。
- 2 交付対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 - 3 本補助金以外の国及び県の補助金等の対象となった機器等については、補助対象経費から除くものとする。

(交付の申請)

- 第3条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。なお、交付を申請する事業者は、事業主体の名称、事業地及び取組内容が公表可能であることに同意したとみなす。
- 2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、この限りでない。
 - 3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実施計画書（別紙1）
 - (2) 要領第7条に規定する事業実施計画認定書
 - (3) 収支予算書（別紙2）
 - (4) 実施設計書（別紙3）
 - (5) 定款の写し〔法人の場合〕
 - (6) 登記事項証明書（現在事項又は全部事項）〔法人の場合〕又は住民票抄本〔個人の場合〕
 - (7) 暴力団排除に関する誓約書（別紙4）

- (8) 納税証明書（すべての県税に係るもの）
- (9) 民間の保険等への加入に関する誓約書（別紙5）
- (10) その他知事が必要と認める書類

4 次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に滞納や未納がある者
- (3) 国内の法令に反する業務を行っている者、公序良俗に反する業務を行っている者及び反社会勢力、又はこれに類似する企業・団体
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

（交付の決定）

第4条 規則第4条第1項の規定により、知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認められるときには、補助金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、第3条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第3条第2項ただし書きの規定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助事業の内容及び経費の配分の変更）

第5条 補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更についてはその限りではない。

- (1) 補助事業に要する経費の30パーセント以内の減少である場合
- (2) 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第6条 補助事業者は補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助

事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(契約の報告)

第8条 補助事業者は、機械・器具等の導入契約を締結したときは、様式第4号の契約結果報告書を知事に提出しなければならない。

(事業遂行状況報告)

第9条 規則第10条の規定による報告は、様式第5号の遂行状況報告書によるものとし、補助金の交付決定のあった年度の1月31日現在において作成し、翌月末までに知事に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、知事が報告を求めたときは、速やかに様式第5号の遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。また、知事は、必要と認めるときは、現地調査を行うことができるものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第6号によるものとし、補助事業完了の日から一か月を経過した日又は事業実施年度の3月5日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）
- (3) 出来高設計書（別紙3）
- (4) 財産管理台帳（別紙6）
- (5) 支払いの事実が確認できる書類及び領収書の写し
- (6) 民間の保険等への加入申込書又は加入証書の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第11条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は補助事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により事業の遂行に応じて概算払をすることができるものとし、その請求書の様式は、様式第7号によるものとする。

2 前項の規定により概算払いにより交付することができる額は、事業の出来高に応じた額を超えることができない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取り消し等)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽の報告、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者やその構成員が法令に違反した場合

(6) 補助事業者やその構成員が暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、財産管理台帳（別紙6）を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等には、補助金の交付を受けた年度と補助金の名称を掲示又は記入するものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第15条 規則第21条の規定により処分の制限を受ける財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、様式第9号の取得財産処分申請書を知事に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の承認をしようとした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又

は一部を県に返還させるものとする。

- 5 補助事業者は、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により当該施設及び機械設備等を処分制限期限内に移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増改築、模様替え等を行おうとするときは、様式第10号の模様替え（増築等）承認申請書を知事に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 6 補助事業者は、当該施設及び機械設備等について、処分制限期間内に天災その他の災害による被害が発生したときは、直ちに、様式第11号により、知事に報告するものとする。なお、その報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災程度、復旧見込み額及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

（書類の保管義務）

第16条 補助事業者は、補助金に関する書類を、会計帳簿とともに、交付決定日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管し、知事の要求があったときには、いつでも閲覧に供せるようにしなければならない。

（運用状況報告）

第17条 知事は、この補助事業により設置され、又は導入された機械、器具等の運用状況等について、処分制限期間の間、いつでも報告を求めることができる。

（災害等に対する備え等）

第18条 補助事業者は、当該施設及び機械設備等を対象として、処分制限期間の間、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須）、動産総合保険（天災等に対する補償を必須）等に加入し、災害等のリスクに備えるものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月15日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月13日から施行し、令和5年度及び6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱施行の際、現に制定されている要綱によりされた手続きその他の行為は、この要綱の規定によりされた手続きその他の行為とみなす。

別表（第2条関係）

補助対象事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額
<p>閉鎖循環式陸上養殖システムを導入し、陸上養殖に参入しようとする事業者であって、要領第7条により事業計画が認定されたもの</p>	<p>(1) 閉鎖循環式陸上養殖に必要なシステムを構成する機器の導入費</p> <p>(2) 閉鎖循環式陸上養殖システムに係る運営費の削減に繋がる機器の導入費（※ただし、(1)と併せて導入する場合に限る。）</p> <p>※ 具体的な補助対象機器等は、要領別表2のとおり</p>	<p>1/2以内</p>	<p>一事業者あたり1億円</p>